

基本的要件

下表の確認事項（判断基準）の「B」に該当する事業は、基本的な要件を満たしていないと判断し、不採択とする。

基本的要件		確認事項（判断基準）		確認書類	
ア	事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること	許認可の有無	A	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を有している又は取得予定	許可書の写し又は取得予定の旨を記載した書類
			B	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を有していない又は取得予定がない	
		経理状況	A	下記以外	経理状況説明書
			B	直近の2カ年度がともに債務超過（純資産合計が負）であり、改善の見込みがない	
		実施体制	A	実施計画書に適正な実施体制及び設備の保守計画が記載されている	実施計画書 「事業の実施体制」及び 「設備の保守計画」
			B	明らかに不適切または記載なし	
イ	事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること	A	実施計画書及び経費内訳に必要な根拠資料が添付されており、記載内容が適正である	実施計画書、経費内訳、添付資料	
		B	明らかに不適切または記載なし		
ウ	導入する設備等について、国からの他の補助金等を受けていないこと	A	国からの他の補助金等を受けない（固定価格買取制度による売電を行わないことを含む）	実施計画書 「他の補助金等との関係」	
		B	国からの他の補助金等を受けている又は受ける予定		
エ	暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること	A	誓約書を添付してある	誓約書	
		B	誓約書なし		
オ	補助事業が令和6年3月10日までに完了する見込みであること。また、複数年度に及ぶ補助事業の場合は、年度毎の事業経費が明確に区分されていること。	A	令和6年3月10日までに完了する見込みである。又は、年度毎の事業経費が明確に区分できている。	実施計画書 「事業実施スケジュール」 複数年度事業は、「年度毎の事業経費」も必要	
		B	明らかに令和6年3月10日までに完了しない。又は、年度毎の事業経費が明確に区分できていない。		

※ 対象となる補助事業として適正であるか特別な判断を要する場合は、評価審査委員会に相談する場合がある。